

成果指標				
成果指標	情報公開請求及び個人情報保護取扱事務に係る不服申立て回数			
指標設定の考え方	文書取扱事業は、内部事務に要する必要経費で構成されているため、こうした経費に対し指標を設定しても効果が低いと考える。よって、この事業の主たる目的「市民の知る権利」に対し市が適切に説明責任を行えているかに着目し、市民にとって客観的に分かりやすい指標「情報公開請求及び個人情報開示等請求の決定に対する不服申立て回数」を設定した。			
区分年度	26年度	27年度	28年度	目標26年度
目標	0	0	0	0
実績	1	0	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	4	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	3	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	3	C
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	情報公開・個人情報保護に関しては、施行されたマイナンバー法や、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、それに関係する条例の整備を行うとともに、運用にむけた周知を行うことができた。文書管理については、モデル部署での運用を開始し、その実際の運用に基づき事業の周知を行った。しかしながら文書管理システムによるファイル登録管理については、ある一定統一した運用ができてはいるが、パーティカルファイリングシステムについては、まだ運用されているとはいえず、庁舎建設後の運用に向け、周知を継続していく必要がある。			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	4	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	3	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	3	C
		コスト効率	3	
		受益者負担の適正	3	
課題認識	平成29年3月の新庁舎完成に向けて、現在実施しているモデル部署での実際の運用状況について、文書管理委員会及び文書取扱主任会議にて事業の説明をおこなうとともに、職員への周知に努め、職員の文書保存に対する意識改革を進め、文書管理システムを確立させる必要がある。			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	一次評価結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。
意見、課題	文書管理に対する考え方、保存方法について、まだ職員に徹底されていない状況である。新庁舎完成後の事務室移転以降は全庁統一的な取扱いができるよう、それまでに周知徹底する必要がある。

行政評価委員会の答申

外部評価
(行政評価委員会)

経営者会議の最終判断

事業の方向性

下記の点を見直しの上、継続する。

意見、課題

二次評価の内容を踏まえ見直すこと。